

※この法令は廃止されています。
令和二年政令第十一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第六條第八項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

（新型コロナウイルス感染症の指定）

第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び第三条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第八項の指定感染症として定める。
（法第七條の政令で定める期間）

第二条 法第七條第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

2 法第七條第二項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、前項に規定する期間が経過した日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。
（法等の準用）

第三条

新型コロナウイルス感染症については、法第八條（第二項を除く）、第十二條（第四項及び第五項を除く）、第十五條（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六條から第二十五條まで、第二十六條から第三十七條まで、第三十八條第三項から第六項まで及び第九項、第三十九條第一項、第四十條から第四十四條まで、第四十四條の二（第三項を除く）、第四十四條の三、第四十四條の五、第五十七條（第五号及び第六号を除く）、第五十八條（第十一号、第十三号及び第十四号を除く）、第五十九條、第六十一條第二項及び第三項、第六十三條から第六十四條まで、第六十五條、第六十五條の三並びに第六十六條の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法

律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第八條 一類感染症の疑似症患者新型コロナウイルス感染症又は二類感染症のうち政令で定めるもの

法第十二條 一類感染症の疑似症患者新型コロナウイルス感染症	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症患者又は新型コロナウイルス感染症	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症患者又は新型コロナウイルス感染症	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症患者又は新型コロナウイルス感染症
法第十二條 一類感染症の疑似症患者新型コロナウイルス感染症	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症患者又は新型コロナウイルス感染症	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症患者又は新型コロナウイルス感染症	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症患者又は新型コロナウイルス感染症
法第十二條 一類感染症の疑似症患者新型コロナウイルス感染症	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症患者又は新型コロナウイルス感染症	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症患者又は新型コロナウイルス感染症	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症患者又は新型コロナウイルス感染症
法第十二條 一類感染症の疑似症患者新型コロナウイルス感染症	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症患者又は新型コロナウイルス感染症	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症患者又は新型コロナウイルス感染症	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症患者又は新型コロナウイルス感染症

者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に

法第十二條 一類各号に規定する感

法第十二條 一類各号に規定する感	法第十二條 一類各号に規定する感	法第十二條 一類各号に規定する感	法第十二條 一類各号に規定する感
法第十二條 一類各号に規定する感	法第十二條 一類各号に規定する感	法第十二條 一類各号に規定する感	法第十二條 一類各号に規定する感
法第十二條 一類各号に規定する感	法第十二條 一類各号に規定する感	法第十二條 一類各号に規定する感	法第十二條 一類各号に規定する感
法第十二條 一類各号に規定する感	法第十二條 一類各号に規定する感	法第十二條 一類各号に規定する感	法第十二條 一類各号に規定する感

法第十六條 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症

法第十七條 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症

法第十六條 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症	法第十六條 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症	法第十六條 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症	法第十六條 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症
法第十七條 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症	法第十七條 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症	法第十七條 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症	法第十七條 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症
法第十八條 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症	法第十八條 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症	法第十八條 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症	法第十八條 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症
法第十九條 一類感染症	法第十九條 一類感染症	法第十九條 一類感染症	法第十九條 一類感染症

る部分に限る

法第十八條 一類患者及び無

法第十八條 一類患者及び無	法第十八條 一類患者及び無	法第十八條 一類患者及び無	法第十八條 一類患者及び無
法第十九條 一類患者	法第十九條 一類患者	法第十九條 一類患者	法第十九條 一類患者
法第二十條 一類患者	法第二十條 一類患者	法第二十條 一類患者	法第二十條 一類患者
法第二十一條 一類患者	法第二十一條 一類患者	法第二十一條 一類患者	法第二十一條 一類患者

の政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和二年一月三十一日政令第二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月一三日政令第三〇号)

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

附 則 (令和二年三月二六日政令第六〇号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

附 則 (令和二年一〇月一四日政令第三一〇号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条(第十号及び第十二号に係る部分に限る。)の規定により支弁する費用及び同令第三条において準用する同法第六十一条第二項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

3 この政令による改正前の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(以下「旧令」という。)第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条又は第二十条の規定による入院に係る同法第七十三条第二項及び第三項の規定の適用については、旧令の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (令和三年一月七日政令第四号)

この政令は、公布の日から施行する。